

橋本市告示第 87 号

橋本市移住者起業安定化事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を、別紙のとおり定める。

令和 7 年 4 月 1 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市移住者起業安定化事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

橋本市移住者起業安定化事業補助金交付要綱(平成 28 年橋本市告示第 124 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
附 則 (施行期日) 1 略	附 則 (施行期日) 1 略 <u>(この告示の失効)</u> 2 <u>この告示は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。</u>

附 則
この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。